

第4回登別市総合計画第4期基本計画市民自治推進委員会 都市調和部会 議事録

●開催日時：令和6年10月15日（火） 18時30分～20時00分

●開催場所：市役所 第1委員会室

●出席者

副部会長	荒川昌伸
部会員	工藤保秋 寺崎健二
庁内検討委員	部会長：田上和彦 副部会長：畠山享利 部会員：菊地圭一 伏見貴裕 千葉秀樹 小玉篤志 逢坂義人 小林香里
事務局	企画調整G：近間聡史 服部将大 原田和穂 市民協働G：鳥海秀充 松下英冬

●欠席者

部会長	富永史人
部会員	千葉 茂 西尾拓也 鈴木雄登

- ◆議題 ①協議テーマ「公園・みどり・水道」の振り返りについて
②第4期基本計画の体系図について
協議テーマ：住宅

【都市調和部会】

議題1 協議テーマ「公園・みどり・水道」の振り返りについて

（副部会長）

本日は、お忙しいところご出席いただきありがとうございます。

それでは、議題（1）「協議テーマ「公園・みどり・水道」の振り返り」についてですが、9月24日に開催されました本部会にて、協議テーマ「公園・みどり・水道」に関する体系図の文言等の設定について協議し、さまざまなご意見をいただきました。

皆様のご意見については、事務局の方で持ち帰り、市の庁内検討委員会で体系図等にどのように落とし込んでいくかなど協議していただいています。

その協議結果について、事務局でまとめているとのことですので、説明をお願いし

ます。

(事務局_企画調整 G)

9月24日に開催されました本部会にて、皆さんからいただいた意見等を踏まえた協議結果について、事務局より説明いたします。

体系図の文言についてですが、第2節－施策Ⅰ－基本的な方向1「身近な公園・緑地等の創出と保全」について、「緑地」という文言を優しい表現として「みどり」という文言に変更するのはいかがでしょうかという意見がありました。

こちらのご意見を踏まえ、庁内検討委員会で協議した結果を関係部署である土木・公園グループより説明していただきます。

(庁内委員_土木・公園 G)

緑地は土地を意味するものに対し、みどりは土地に限らず、植物そのものや空間、思想といった広い意味を持つことから、この体系図の前後の繋がりからしてもみどりの方が相応しいものと考え、「緑地等」を「みどり」に変更することとします。

(事務局_企画調整 G)

続きまして、「主要な施策の考え方」についてですが、第2節－施策Ⅰ－基本的な方向1－主要な施策「①安全で安心できる公園整備の推進」における主要な施策の考え方についてですが、公園の利用頻度などを整理し、公園の廃止やみどりに戻すこと等、公園のあり方について、考え方に示す必要があるのではないかという意見、人口減少や安全安心な公園づくり等を考慮し、子どもが遊ぶ遊具が減っていく可能性があることを踏まえ、遊具を使わず体を動かせる場所等、新たな遊びの形の公園づくりが必要ではないかという意見がありました。

「主要な施策の考え方」の具体的な文案につきましては、市民自治推進委員会の皆さんの協議結果や第3期基本計画策定後の社会情勢の変化、今後10年間の展望を踏まえて、2月以降に市の庁内検討委員会で検討し、策定するものとなります。

そのため、今回お示しするものにつきましては、前回の部会でいただいた皆様のご意見と庁内検討委員会で協議した結果を踏まえ、関係部署でまとめた現時点での考え方の素案となります。

先ほども申し上げたとおり、考え方の最終案をまとめる作業については2月以降に庁内検討委員会で検討し、進めることとなります。

それでは、今回お示ししている主要な施策の考え方の案について、関係部署である土木・公園グループより説明いただきます。

(庁内委員_土木・公園 G)

公園の利用頻度を踏まえ、利用者が少なくとも簡単に廃止するのではなく、植樹して自然に戻す等といった意見がありましたので、「市民ニーズや利用頻度を踏まえた公園整備に努めます。」という記載を追加したいと考えています。

また、この追加に伴い、第3期基本計画の主要な施策の考え方に記載のある「人口減少や安全で安心した公園を利用できるよう、施設の適切な修繕や市民ニーズを踏まえた改築を行うなど、その整備に努めます」という部分を「公園施設の改築及び修繕などの整備を適切に行います」という記載に変更したいと考えています。

(事務局_企画調整 G)

次に、主要な施策「②民間活力による公園・緑地の管理・運営」における主要な施策の考え方についてですが、民間のボランティアによる公園の管理・運営できることを市内事業者にも周知していくことが必要ではないかという意見がありました。

ご意見等踏まえた協議の結果について、関係部署である土木・公園グループより説明をお願いします。

(庁内委員_土木・公園 G)

民間事業者の活力の活用をさらに進めた方がいいのではないかというご意見がありましたので、第3期基本計画の主要な施策の考え方にある「町内会などの協力を得ながら、適正な維持管理に努めます」という部分を「町内会や民間事業者などの協力を得ながら、適正で効率的な維持管理に努めます」に修正したいと考えています。

(事務局_企画調整 G)

次に、主要な施策「③みどりの創出と保全」における主要な施策の考え方についてですが、高木の植栽については、電線等の障がい物を避けるために木の一部を伐採することによる景観の悪化や枯れ葉が家庭に落ちる等の問題があるため、低木を植栽し、

景観を意識したみどりの創出・保全に努める考え方を記載するのはどうかという意見がありました。

ご意見等踏まえた協議の結果について、関係部署である土木・公園グループより説明をお願いします。

(庁内委員_土木・公園 G)

街路樹の景観に配慮した維持管理についてご意見をいただきましたが、第3期基本計画の主要な施策の考え方に「公園・緑地の樹木や街路樹などを適正に維持管理し、みどりの保全に努めます」という部分があり、いただいたご意見の内容がここに含まれていることから修正なしとすることを考えています。

(事務局_企画調整 G)

次に、基本的な方向2－主要な施策「①安全な水道水の供給」における主要な施策の考え方についてですが、近年、全国的な災害事例が発生していることを踏まえ、災害時における安全な水道水の供給の考え方を記載するのはどうかという意見がありました。

ご意見等踏まえた協議の結果について、関係部署である水道グループより説明をお願いします。

(庁内委員_水道 G)

災害時における安全な水道水の供給の考え方について、国より能登半島地震の教訓から災害に強く持続可能な水道システムの構築について求められており、地震に限らず、近年は大雨等の災害も増えています。このことから、第4期基本計画の期間中においても災害時における水の供給は重要であると考え、主要な施策の考え方に「災害時における安全な水の安定供給」を追記したいと考えています。

(事務局_企画調整 G)

次に、主要な施策「③安定した水道事業運営の持続」における主要な施策の考え方についてですが、水道事業において国では民営化を進める動きがあるが、本市としての水道事業の運営方針等を記載するのはどうかという意見がありました。

ご意見等踏まえた協議の結果について、関係部署である水道グループより説明をお

願います。

(庁内委員_水道G)

水道事業の運営方針について、第3期基本計画の主要な施策の考え方に「持続可能な健全かつ安定的な事業運営」の文言が含まれており、第4期基本計画においても引き続き同様の考え方で進めていきたいと考えています。

また、水道事業の運営方針の詳細については経営戦略を策定しており、今後改訂し、公表することとなります。

事業の民営化については、様々な手法があるため、具体的に主要な施策の考え方に記載しないこととし、今後、メリットやデメリット等を整理し、民営化の可能性について、調査等を進めていきたいと考えています。

(事務局_企画調整G)

以上で皆さんからいただいた意見等を踏まえた協議結果の説明を終わりにになりますが、ご説明しました「主要な施策の考え方」に関する部分については、繰り返しの説明となりますが、現時点での関係部署からの記載案となりますので、具体的な文案につきましては、2月以降の庁内検討委員会でさらに協議を進め、令和7年7月頃に策定しますのでよろしくお願いします。

また、2月以降の庁内検討委員会での協議内容につきましては、節目節目に皆さんに情報提供させていただきます。説明は以上となります。

(副部会長)

水道について、世界では民間委託が広がっている実態がありますが、低所得世帯が水を買うことができない等といった弊害が出てくる事例もあるので、こういう実態があることを知っておく必要があると感じています。

次に街路樹について、他の地域では樹形が保護されているところがあり、それだけで風景になり、人や空間、町を癒す役割があると感じています。

本市では電線にかかる枝について、電線の管理者が剪定しているが、樹木の全てを伐採する場合には土地の所有者の許可が必要であるため過剰剪定した樹木が残ってしまっています。そのため、過剰剪定した樹木が腐る等の原因により倒木の危険があることから、市や土地所有者、電線管理者と連携し、なんらかの対応をしていかなければ

ればならないのではないかと思います。

このような対応をすることで、今までと違う風景が町に作ることができ、景観を保全することができると思います。

(庁内委員_水道 G)

先ほどもご説明しましたが、主要な施策の考え方に水道サービスの提供を持続可能なものとし、健全かつ安定的な事業運営と記載があり、持続可能な事業運営の手法の1つとして民営化も考えられると思います。

ご指摘のとおり民営化についてはメリットやデメリットがあるため、民間へ全て委託する場合や一部委託する場合等の手法があるため、他市の状況も鑑みて、本市での運営方法について協議していきたいと考えています。

(庁内委員_土木・公園 G)

本市の道路が狭く、その中で木を植えている部分もあろうかと思います。

プラタナスやイチョウの木の葉っぱが落ち葉となり、地域の方が清掃に苦慮することや排水路を塞いでしまう等の問題になるため、落ち葉になる前に剪定してもらいたいという要望もあります。

このように個々での考え方が変わってしまうため、第4期基本計画にどのように表現するか考えたとき、「街路樹などを適正に維持管理」という記載が良いのではないかと考えています。

ただ、委員からのご意見等を踏まえて、「景観に配慮しながら」といった文言を付け加えることも検討してもいいのではないかと思います。

(副部会長)

計画にある上位の目標や様々な施策にある文言はとても良いものであるため、達成に向けて頑張ってもらいたいと思っています。

(庁内委員_土木・公園 G)

過去に植樹した街路樹については適切に管理しつつ、今後、新たに植樹する場合は低木にする等の配慮が必要になるのではないかと思います。

主要な施策の考え方の文言等については、今後さらに検討していきます。

議題 2 第 4 期基本計画の体系図について～協議テーマ：住宅～

(副部会長)

次に、議題（２）「第 4 期基本計画の体系図」について、本日は「住宅」をテーマに協議していくこととなります。

それでは、事務局より本日の協議テーマに関する部分について、説明をお願いします。

(庁内委員_企画調整 G)

事務局より、本日の協議テーマ「住宅」に関する部分について、ご説明させていただきます。

第 2 節「良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくる」を実現させるための施策Ⅱ「良好な居住空間づくり」とありますが、こちらは第 3 期基本計画から変更ありません。さらに、この施策を実現させるための基本的な方向 1 については住宅以外についても含まれることから「良好な民間住宅等の供給促進」と文言を変更しています。基本的な方向 2「優良な宅地の供給促進」、基本的な方向 3「良好な市営住宅の供給」については、どちらも第 3 期基本計画から変更ありません。

次に、基本的な方向 1 を進めるための主要な施策についてですが、第 3 期基本計画では、良好な民間住宅への改善・誘導に努めることとして「①民間住宅の改善誘導」としていましたが、取組としては誘導ではなく促進することが重要であると捉え第 4 期基本計画から「①民間住宅の改善促進」と文言を変更しています。

また、環境に配慮した省エネ住宅の建設の促進に努める「③環境に配慮した省エネルギー住宅の建設促進」については、第 3 期基本計画から変更ありません。

「②ライフステージ・ライフスタイルに応じた住宅供給の誘導」については、変更なしでお示ししていたところですが、第 4 期基本計画からは削除することを検討していますので、後ほど関連部署より考え方をご説明させていただきます。

次に、これら主要な施策の考え方についてですが、主要な施策「①民間住宅の改善

促進」の考え方について、第3期基本計画に即して言えば、建物の所有者や使用者が安全安心に生活できるよう、相談窓口の整備や耐震性の向上に資する支援等、良質な民間住宅への改善等に努めることとしており、具体的な事業につきましては、「要緊急安全確認大規模建築物耐震化促進事業」等が位置づけられています。

次に、主要な施策「③環境に配慮した省エネルギー住宅の建設促進」の考え方について、第3期基本計画に即して言えば、環境に配慮した省エネルギー住宅の建設を促進するため、市民や事業者に対し各種支援制度等の情報提供に努めることとしています。

次に、基本的な方向2を進めるための主要な施策についてですが、第3期基本計画では社会情勢等の変化を踏まえ、安全で優良な宅地供給に向けた適切な指導に努める「①安全で優良な宅地供給の誘導」としていましたが、宅地供給ではなく、法に基づく指導により優良な宅地の水準を確保することが目的であることから、第4期基本計画から「①良好な宅地水準の確保」に文言を変更しています。

また、この主要な施策の考え方についてですが、第3期基本計画に即して言えば、北海道等の関係機関と連携しながら、社会情勢や地域を取り巻く環境の変化を踏まえ適切な指導に努めることとしており、具体的な事業につきましては「大規模盛土造成地変動予測調査」等が位置づけられています。

次に、基本的な方向3を進めるための主要な施策についてですが、第3期基本計画では老朽化した市営住宅の計画的な建替や改修等を進め、良質な市営住宅の確保を図る「①計画的な改修整備」としていましたが、考え方に大きな変更はないものの長期的な良質な市営住宅の確保・維持を目的とすることから第4期基本計画では「①安全で快適な住宅の確保」に文言を変更しています。

次に、第3期基本計画では、市営住宅の持続可能で効果的・効率的な管理・運営に努める「②効果的・効率的な管理・運営」、住宅困窮事情を的確に反映する等、公正な入居者選考に努める「③公正な入居制度の推進」と分けていましたが、入居者選考は、条例等に基づく基準により公平かつ適切に行うことであること、また、管理・運営の

一部にあたることから第４期基本計画から統合し「②適切な管理・運営」に文言を変更しています。

次に、これらの主要な施策の考え方についてですが、主要な施策「①安全で快適な住宅の確保」の考え方について、第３期基本計画に即して言えば、老朽化している市営住宅の計画的な建替・改修等を進め、良質な市営住宅の確保を図ることとしており、具体的な事業につきましては「市営住宅改修事業」等が位置づけられています。

次に、主要な施策「②適切な管理・運営」の考え方について、第３期基本計画に即して言えば、持続可能で効果的・効率的な管理・運営に努めるほか、民間の活力やノウハウを活用する等、効率的な住宅管理体制の推進、公正な入居者選考に努めることとしており、具体的な事業につきましては「市営住宅における民間活力の導入検討」が位置づけられています。

以上で、「住宅」に関する体系図の説明を終わりますが、前回の部会でもご説明しましたが、体系図案に参考で記載している「第３期基本計画における主要な施策の考え方」が、第４期基本計画期間中ではどのようになっていくのか、加えるべきものがあるのではないかなど、議論していただきながら、その過程において体系図の文言を修正したほうがいいのではないかといった議論をしていただければと思います。

説明は以上となります。

(副部会長)

協議テーマ「住宅」に係る体系図の文言について１つずつ、体系図案に記載されている「第３期基本計画における主要な施策の考え方」を参考としながら協議を進めたいと思います。

また、前回と同様に、第４期基本計画の体系図として位置づけた理由や思いなどを関係部署の職員よりお聞きして議論を進めさせていただきます。

それでは、事務局よりお示しいただいた第４期基本計画の体系図案にあります、第４章－第２節「良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくる」を達成するための施策Ⅱ「良好な居住空間づくり」、これを達成するための基本的な方向１「良好な民

間住宅等の供給促進」、基本的な方向 1 を進めるための主要な施策「①民間住宅の改善促進」について、第 3 期基本計画から「誘導」を「促進」に変更しているとのことですが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_建築住宅 G)

建築物の耐震化については、建築物の耐震改修の促進に関する法律で市町村は耐震改修促進計画を作成することとされていることから、登別市耐震化改修促進計画を策定しています。

この計画では、市民の方々の安全で安心な生活を確保するため、建築物の耐震化を促進することが目的とされているため「促進」という文言が適していると考え、「誘導」から「促進」に変更しています。

また、計画の目的である建築物の耐震化の促進を図るため、市の支援として建築物の耐震化に関する補助制度を創設しています。この補助制度の活用等により、少しでも市内の建築物の耐震化が進むことを期待しているところです。

(副部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第 3 期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

(委員)

一般市民から耐震に関する調査を行う場合、市からの支援はあるのでしょうか。

(庁内委員_建築住宅 G)

住宅の耐震診断に係る補助制度があります。

(副部会長)

体系図の文言を「促進」としているため、主要な施策の考え方も「促進」とするのが良いのではないかと思います。

(副部会長)

次に、主要な施策「②ライフステージ・ライフスタイルに応じた住宅供給の誘導」

について、第3期基本計画から変更するとのことですが、関連する部署から理由についてご説明をお願いします。

(庁内委員_都市政策G)

住宅に関連する部分ではありますが、都市政策Gが所管している部分が多く含まれているため、都市政策Gより説明させていただきます。

第3期基本計画の策定から社会情勢が変化しており、改めて主要な施策の考え方の内容を検証したところ第4期基本計画では馴染まない部分がありましたので、現在、主要な施策自体も含めて位置づけをどのようにするのか検討しているところです。

当グループで実施している空き家対策については、老朽危険空き家に対する取り組みが主であり、主要な施策の考え方にある「市内外からの住み替え支援」を目的に実施しているものではありません。そのため、ライフステージ・ライフスタイルに応じた住宅供給の誘導には直接的な結びつきがないものと捉え、削除することを考えています。

次に、主要な施策の考え方にある「優良田園住宅」について、本制度は退職後に自然環境の豊かな地域でゆとりある生活を楽しみたいというニーズの高まりからできた制度となります。本市では平成19年頃に本制度を活用し、民間事業者が開発を行った地区がありますが、それ以降に新たな開発はなく、全国的にも本制度の活用が極端に少なくなっている状況です。そして、本市は人口減少が加速化し、市街地の空洞化も進んでいるため、コンパクトな市街地形成を目指すために立地適正化計画を策定しています。このような状況から本制度の活用の考え方は相反するものとなるため削除することを考えています。

また、優良田園住宅制度は「ライフステージ・ライフスタイルに応じた住宅供給の誘導」という考え方に1番適していた制度であり、メインとなる施策であったと考えますので、主要な施策の考え方から削除した場合、体系図の主要な施策「ライフステージ・ライフスタイルに応じた住宅供給の誘導」が残ることは相応しくないと考えており、今後、庁内検討委員会で議論する等の検証を重ねて決定することとなりますが、現時点では主要な施策から削除する可能性があるものと考えています。

(副部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方

を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

(委員)

優良田園住宅について、富岸地区に開発されましたが住宅は建っているものの全て埋まっているわけではなく、また、子どもの通学の安全確保ができていない状況となっています。また、人口減少が進んでいくことからコンパクトシティを推進しようという考え方に相反するものであると感じます。

そのため、ご説明していただいた内容のとおり文言等の変更については賛成です。

(庁内委員_都市政策 G)

優良田園住宅の開発場所を決める際には、市街化区域に近接した場所ではなく、ある程度距離を置いたところで自然豊かな場所という考えがあります。また、開発することによって新たな公共投資が発生しない場所を選定する決まりもあることや開発した場合のランニングコストもかかってきます。

今の考え方に相反するものがあるため、第4期基本計画では位置づけるべきではないと考えています。

(副部会長)

優良田園住宅はコンパクトシティの方向性からずれているものと考えます。

ただ、ライフスタイルという観点でいえば若者を誘導するような町という考え方も必要なのではないかと思います。

若者が空き家を活用して起業すること等もできるのではないかと考えます。そのため、空き家を解体するだけでなく、若者の住む場所や若者が起業する場所として積極的に利活用してもらうための空き家情報の提供が必要ではないかと思います。

また、今のような考え方を主要な施策「①民間住宅の改善促進」に統合することもいいのではないかと考えますがどうでしょうか。

(庁内委員_都市政策 G)

今、ご意見いただいた内容も踏まえて、庁内検討委員会で検討していきたいと思います。

(副部会長)

次に、主要な施策「③環境に配慮した省エネルギー住宅の建設促進」について、第3期基本計画から変更ないとのことですが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_建築住宅 G)

建築物省エネ法の省エネ性能計画の認定業務を実施しています。この認定を受けると、通常よりも有利な融資の対象となる等といったメリットがあります。

その他、省エネに関する相談があった場合には窓口を紹介する等といった情報提供を実施しています。

また、環境対策グループが担当となりますが、省エネ性の高い住宅や設備導入に対する支援事業を実施しています。

これら脱炭素化を支援・普及することにより地球温暖化の抑制に寄与することができるものと考えています。

(副部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

(委員)

二酸化炭素の削減に関する目標を市としても掲げているため、脱炭素に向けた取り組みについては賛成しています。

例えば、既存の住宅に太陽光発電設備を設置する場合に市からの支援はあるのでしょうか。

(庁内委員_建築住宅 G)

環境対策グループが実施している事業では ZEH 住宅の建築等に対する支援や既存住宅の断熱改修に対する支援、高効率給湯器への更新に対する支援があるほか、省エネ家電への買い換えに対する支援や太陽光発電設備の設置に対する支援の制度を設けています。

(委員)

支援制度があることがなかなか市民にも伝わっていない部分もあると捉えています。そのため、支援制度等に関する情報発信を進めてほしいと思います。

(副部会長)

行政がどのような仕組みでどのように考えているのか、民間企業が知るための資料を作成したので参考にさせていただければと思います。

情報発信する方法は様々あると考えており、情報提供の方法を変えることで、市民の方々に多く届けられると思います。

(委員)

良い支援制度等の情報があっても、市民の方々は報道等に大きく取り上げられないと気づくことができない場合もあるので、市民の方々への周知に力を入れてほしいと思います。

(副部会長)

次に、これまでの意見等を踏まえまして基本的な方向1「良好な民間住宅等の供給促進」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

(副部会長)

体系図の文言に「良好」と「優良」を使い分けしていますがどのような整理となっているのでしょうか。明確な理由などがなければ文言を統一してもいいのではないかと考えますがどうでしょうか。

(事務局 企画調整 G)

文言の考え方について庁内検討委員会で整理して、統一するかどうか含めて検討したいと思います。

(副部会長)

次に、基本的な方向2「優良な宅地の供給促進」を進めるための主要な施策「①良好な宅地水準の確保」について、宅地水準の確保が目的であることから第3期基本計

画から文言を変更しているとのことですが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_建築住宅 G)

市が直接宅地供給しているものではなく、事業者から申請のあったものについて、都市計画法の開発許可制度に基づく審査・指導により許可しているところです。この開発許可制度では、立地基準等への適合性の審査を通じて、良好な宅地水準を確保することが役割であると記載されているため、この記載内容と整合性を図り、文言を変更しています。

また、これまでも開発工事の事前協議においても都市計画法における技術基準や北海道の基準に基づいて適切な指導を行っているところです。今後においても北海道等関係機関と連携しながら、安全で良好な宅地水準を確保するために、適切な指導に努めていきたいと考えています。

(副部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

(委員)

良好な宅地水準の確保については、新生地区や富岸地区が数十年間で宅地化され、近隣市からの移住も増えたことから良好な宅地であると感じています。

本市は人口減少が進むことや消滅可能性自治体に該当したことを踏まえ、人口を確保するにあたっては家を建てたくなるような安全で安心して住むための宅地が求められるかと思いますので、良好な宅地の確保は必要であると考えます。

(委員)

子どもたちが安全に通学できる等といった良好な宅地水準の確保が必要であると思います。

(副部会長)

安全で優良な宅地というのはどのような宅地を指すのでしょうか。

(庁内委員_建築住宅 G)

土地を購入後に道路や下水道整備をすることなく、すぐに家を建設できるような宅地であり、かつ、安全で安心な宅地である環境が優良な宅地と考えていただければと思います。

(副部会長)

次に、これまでの意見等を踏まえまして基本的な方向2「優良な宅地の供給促進」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

(委員)

優良な宅地については、優良な宅地の基準をどのように判断するのか気になります。家を建てる本人が優良な宅地であるかどうかを判断するしかないと思いますが、事前に盛土している土地であることや埋め立てしている土地である等の情報がある程度開示されていれば優良な宅地であるか判断できるのではないかと思います。

(副部会長)

次に、基本的な方向3「良好な市営住宅の供給」を進めるための主要な施策「①安全で快適な住宅の確保」について、第3期基本計画から文言を変更しているとのことですが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_建築住宅 G)

本市の市営住宅については、登別市市営住宅等長寿命化計画に基づいて計画的に建て替えや改修を行ってきました。

登別市市営住宅等長寿命化計画では、長期的に良質な市営住宅の確保及び維持を目的としているため文言を変更しています。

これまでも、老朽化した市営住宅の屋根や外壁、非常用照明、給水設備等の改修を進め、良質な市営住宅の確保を図ったほか、子育て支援住宅を新たに建設する等、ニーズにあった住宅の整備を進めてきたところです。

(副部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

(委員)

子育て支援住宅については、今後増やす予定はありますでしょうか。また、老朽化等に伴い市営住宅の空き部屋が増えていると感じますが、状況についてどうでしょうか。

(庁内委員_建築住宅 G)

子育て支援住宅については、増設する予定は現時点ではありません。

市営住宅の空き部屋の状況についてですが、政策的に入居者を制限しているところがあります。

(委員)

高齢化が進んでいるため、市営住宅の上層階では上り下りが厳しいのではないかと思いますので、エレベーターのある市営住宅が必要になってくると感じています。

(副部会長)

次に、主要な施策「②適切な管理・運営」について、第3期基本計画の主要な施策「②効果的・効率的な管理・運営」、主要な施策「③公正な入居制度の推進」を統合し、「②適切な管理・運営」としているとのことですが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_建築住宅 G)

主要な施策「③公正な入居制度の推進」の考え方は、公正な入居選考に努めることになっていますが、入居選考は条例等に基づき公平かつ適切に行うことであり、管理・運営の一部であることから統合することとしています。

また、運営については民間活力の導入により、市営住宅の管理の充実や費用の削減、市営住宅入居者のサービス向上を図るため、指定管理者制度の導入を進めてきました。

その結果、今年9月に指定管理者の公募を行い、これから選定委員会に事業者を選定し、定例会で議決を得る予定としています。

(副部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

(委員)

民間の活力やノウハウとは具体的にどのようなものなののでしょうか。

(庁内委員_建築住宅 G)

民間事業者からの提案により、行政で実施できなかったサービスである見守り等を評価していきたいと考えています。

(副部会長)

公営住宅は法的な制限があるため、民間の提案するサービス等ではなかなかできない状況もあると思います。

(副部会長)

次に、これまでの意見等を踏まえまして基本的な方向3「良好な市営住宅の供給」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

(委員)

市営住宅の入居率について、入居に応募し、抽選で外れたから入居できなかったということはあまり耳にしていないのですが、実際の状況はどうなののでしょうか。

(庁内委員_建築住宅 G)

団地によっては応募に差がある状況です。新しい団地等には入居希望者が多く抽選になることが多くなります。

(副部会長)

先ほど議論したところに戻ってしまいますが「安全で快適な住宅の確保」を「安全で快適な住宅環境の確保」にするのはどうでしょうか。

ハード面に限らず、ソフト面も含め「環境」という文言を加えることがいいのではないかと考えます。

(副部会長)

次に、これまでの意見等を踏まえまして施策Ⅱ「良好な居住空間づくり」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(副部会長)

最後に、前回の協議テーマ「公園・みどり・水道」で協議した内容と本日のこれまでの意見等を踏まえまして第2節「良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくる」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(副部会長)

本日の議題は以上となりますが、最後に委員の皆さんから何かありませんでしょうか。

【意見等なし】

(副部会長)

これで市民自治推進委員会都市調和部会を終了します。